

案

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(優先選考)</p> <p>第7条 市長は、条例第13条第3項の規定により次に掲げる世帯（第2号、第14号ウ又は第15号に掲げる世帯が単身者世帯である場合を除く。）を優先的に選考することができる。</p> <p>[(1)~(13) 略]</p> <p>(14) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する<u>もの</u>を構成員とする世帯</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない<u>もの</u></p> <p>[ウ 略]</p> <p><u>エ 困難な問題を抱える女性への支援に</u>に関する法律（令和4年法律第52号）第</p>	<p>(優先選考)</p> <p>第7条 [同左]</p> <p>[(1)~(13) 同左]</p> <p>(14) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する<u>者</u>を構成員とする世帯</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない<u>者</u></p> <p>[ウ 同左]</p> <p>[新設]</p>

9条第1項若しくは第2項に規定する  
女性相談支援センター又は法第3条第  
1項若しくは第2項に規定する配偶者  
暴力相談支援センターから法第1条第  
1項に規定する配偶者からの暴力（以  
下「配偶者からの暴力」という。）を  
理由に保護された旨又は対面により配  
偶者からの暴力に係る相談をした旨の  
証明書の交付を受けた者

[(15)~(17) 略]

[(15)~(17) 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。